

第35回 東京弁護士会人権賞 受賞

濱田 正晴さん

オリンパス株式会社に在職中に、会社と上司を相手に内部通報をめぐる訴訟を提起し、社会に有益な影響を与えるわが国初の判例を築いた濱田さん。裁判の過程を各種メディアでも積極的に発信し、市民や国会議員らに働きかけて、昨年6月の公益通報者保護法改正に重要な影響を与えました。長期にわたる裁判を乗り越えてきた経緯や思い、法改正に向けた活動、今後の展望などについてお伺いする中で、強い信念と行動力の重要性を教えてくださいました。

聞き手・構成：濱島 幸子



プロフィール◆はまだ・まさはる 2007年、オリンパス株式会社に在職中、コンプライアンス内部通報窓口で上司の不正疑惑を内部通報。その後、氏名を無断漏洩され、未経験の部署への配転命令など、組織的報復を受ける。2008年、会社にとどまったまま、会社と上司を相手に訴訟提起。2012年、最高裁で勝訴が確定するも会社の処遇が改善されず、再度の裁判を余儀なくされる。2016年、計8年に及ぶ裁判を経て勝訴的和解。実体験に基づき、公益通報者保護法改正に向けた各種活動を行い、2020年6月の法改正に結びつけた。オリンパス株式会社を定年退職後も再雇用にて勤務を継続していたが、2021年3月に退職。現在は、フリーランスとして公益通報者保護法、内部通報制度関連の活動に引き続き尽力しながら、グローバル教育や営業スキル関係のスペシャリストとしても活躍している。

—— 濱田さんの内部通報をめぐる会社との闘いは、当会に人権救済申し立てを行ったことが報道されたことをきっかけに表に出ることになりました。申し立てを行うことになった経緯を教えてください。

最初に依頼した弁護士の先生が東京弁護士会に所属していて。当時、あまりに私が孤立させられていてパワハラも激しいし、このままでは体を壊すんじゃないかと心配してくださったんです。効果はわからないけど申し立てをしておいた方がいいというお勧めがあって、もう藁にもすがる思いでした。

—— 人権救済申し立ての影響はありましたか。

読売新聞の一面トップに「人権救済申し立てへ」との見出しで取り上げてもらったことで、やはり抑止は働きましたね。当時は、闇の中でぼぼこにされていたイメージなんですけど、正当に内部通報をした人間がこういう目に遭っているということが、社会や社員にわかって、会社も露骨なことができないということで。裁判は色々な方が提起するけど、人権救済申し立てとなるとやっぱりこれは重要な案件だということで、一面トップに取り上げてくれたんだと思います。

私は、わが国においては憲法のもと、人権擁護は極めて重要だと考えています。パワハラを受けるのが人権侵害というのはわかるけど、無断漏洩をしたことが重大な人権侵害だと認めてもらって、正直言って感動

したんですよ。人権救済申し立てをして、それが受理されて、警告という形になって、励みになったし助かりました。人権救済申し立てを受ける東京弁護士会のセクションの存在はとても重要だと思います。

—— 内部通報を理由に配転命令を受け、部外者との全面的接触禁止、不明確かつ達成できない業務目標の設定、月次面談等における不適切な言動、著しく低い人事評価等会社から様々な不利益措置を受け、会社で孤立し、無意味と思われる仕事を課され続ける日々。どのような思いで勤務していたのでしょうか。

当時は日本一パワハラに強い男になろうと決意していました。会社で辛いことがあったら辞めたいとか、この上司をぶん殴ってやりたいとか、そういうことよりもむしろ逆に考えようと思いました。それまでの仕事はもうとにかくハードで、一週間に二日くらいしか家に帰れなかったので、「仕事しなくてお金もらえるんだから、こんなにいいビジネスはない」と思うことにしたのです。そう思うのは、本当に難しかったですけどね。

—— 様々な不利益措置の中で最も辛かったことは。

やっぱり会社で仲の良かった同僚たちから一切挨拶もされない。だって怖いもん。いじめの構図ですよ。濱田と話していたら呼び出しを受ける。私も理解しなければいけないと思っていましたけど、一番辛かった

ですね。仲の良かった人がそうでなくなる現実ほど、辛いことはないですよ。

— 会社を辞めるという選択肢がよぎったことはありますか。

裁判をやる前は何もわかりませんでしたから、これはえらいことになった、逃れたいとふと思ったこともあります。けれど、やっぱり性格が性格なので。困難な方と易しい方とあったら、常に人生では困難な方を選んできたんですよ。だから、逃げるという選択肢は私の人生の中ではないんですよ。妻に言ったのは、「どうせとばされるんだったら宇宙の果てまでとばしてもらおう、それでも辞めない」と（笑）。もう私が一回言ったら聞かないのはわかっていますから。大変な苦勞は掛けましたけど。

— ご自身でも両手いっぱいのお書を買い求めて法律の勉強をされたとか。

仕事を干されて左遷されたら、やることないじゃないですか。最後にはものすごい数の本になりました。「訴訟は本人で出来る」という本、内容証明の本、民事のみならず、刑事訴訟法の本も買いました。裁判に深く関係する公益通報者保護法については、逐条解説まで読みましたし、労働法に関してはもうすさまじく勉強しました。そして、今の状況ではまあ、クビにはできないなど。でも暴れたら他の理由で解雇される可能性がありますから、おとなしく、まじめに会社に行って、それで「ばか」とか「体たらく」とか言われても、「うちのお母さんに言ってくれませんか。私に言われても、私を産んだのはお母さんですから、すみませんけど、よろしく願います」とか言ったりして（笑）。

— 会社と上司に対し、配転無効と損害賠償請求の訴えを提起しましたが、一審では敗訴しました。

裁判官の態度からすれば、これはもう敗けるなどというのはわかりました。だから、判決の前に、敗けることを前提に自分で時系列をもう一回整理して、紹介された弁護士のところに行ったんです。ビジネスでも、ずっと私、先手を打ってきたので。

— 控訴審では逆転勝訴となりましたが、どのように臨まれたのでしょうか。

控訴審では、弁護士の先生と一緒に、訴訟戦術を

<訴訟経過>

- 2007. 6 ヘルプラインに通報、通報者が濱田氏であることを担当者が無断漏洩
- 2007.10 第1配転 (NDTシステムの営業チームリーダー→IMS企画営業部部長付)
- 2008. 2 訴訟提起 (一次訴訟)
- 2009. 3 当会へ人権救済申し立て
- 2010. 1 第2配転 (品質保証部部長付)、一審判決 (敗訴)
- 2010.10 第3配転 (品質保証部システム品質グループ役職・肩書きなし)
- 2011. 8 控訴審判決 (逆転勝訴)
- 2012. 1 当会がオリンパス株式会社到人権侵害警告
- 2012. 6 最高裁上告棄却・上告不受理決定 (勝訴確定)
- 2012. 9 訴訟提起 (二次訴訟)
- 2012.10 第4配転 (品質環境推進部品質保証グループ品質保証チーム 役職・肩書きなし)
- 2012.11 訴訟提起 (三次訴訟)
- 2012.12 第5配転 (品質環境推進部品質環境教育グループ品質教育チーム チームリーダー)
- 2013.11 訴訟提起 (四次訴訟)
- 2016. 2 併合訴訟勝訴的和解成立

考えて、陳述書を書いたり、丁寧に時系列をたどったりしました。訴訟でわからないことは先生に聞いて、それを私も調べるんですよ。逆に、弁護士の先生はサラリーマンじゃないので、わからないこともありますよね。私はそこを補うところを一生懸命やって。私の知る現場と先生から教わることをミックスさせながら頑張ったというわけです。

— 最高裁で勝訴が確定したときのお気持ちは。

やったと思いましたね。でもこれがまた変な話でね。新聞社の記者から電話があったんですよ。「濱田さん、上告棄却になりましたから勝訴確定です」と。今まで節々で記者会見をしてきて、この時もやるつもりはありましたけど、まだ正式な書面は来ていないわけですよ。でも、もう会見するしかないってことで、弁護士団に全部電話して。こんな感じでやった勝訴確定の記者会見が産経新聞の一面トップになったんですよ。

— 記者からの連絡のみで記者会見をされたのですか。

そう。先生は心配してましたけど、最高裁からの決定書は後で来るでしょう。記者を信用していたから会見

をしたんです。最高裁で勝訴が確定したのはもちろん嬉しかったんですけど、翌日に新聞を見たとき、改めて記者と一緒にやってきて良かったなと思いました。ちなみに産経新聞の社会面のちょっと泣いているような写真ね。このとき泣けたのは事実ですが、カメラをととても強く意識していました。

—— カメラを意識というのは。

記事には、わかりやすいキャッチフレーズが必要で、それにインパクトある写真が伴えば記事の効果も大きくなります。だから、記者会見ではカメラを意識することが重要という私なりの分析が入っているんです。

—— 確かに見出し等になっている言葉にも、インパクトがありますね。

控訴審の逆転勝訴の時の「正直者が馬鹿を見ていいのか」という見出しも、最後の和解の時の「会社が生まれ変わるスタートライン」という記事冒頭の発言も、インパクトある記事になるためには欠かせないキャッチフレーズだと思って発言した内容が採用されたんです。

この裁判では法律だけでなく、マスコミとの付き合いも勉強しました。重要な法律の改正に関わるような大きな裁判を有利に遂行するためにも、社会の機運として法改正を盛り上げていくためにも、マスコミの力は絶対必要だということです。

—— 最高裁の勝訴判決確定後も処遇が改善されず、更に法廷闘争が続くことになりました。最終的には勝訴的和解となったわけですが。

最後は裁判長にこの裁判は勝つと言われました。だけど、私はそもそも会社を痛めつけるためじゃなくて、自分の権利回復と普通のサラリーマンに戻りたいということで裁判をやっていたので、今回は和解と言いました。正直、弁護団の中でも意見は結構割れましたけど。

—— 最終的に和解を選んだ決め手はなんだったのですか。

私のもう強すぎるほど強い意向です。やっぱり和解をしたから今の私があると思っています。会社も和解したから、社長メッセージで和解調書を全部社員に公開して、名誉回復してくれたわけですよ。それでやっと、同僚と話ができるようになったんです。今なんて、私

が言わなくても、濱田さんは有名だからと会社の中で知らない人が話しかけてくれます（笑）。

—— 計8年の法廷闘争を経て和解をしても、元の部署である営業に戻ることができなかったことについてはどのように思われましたか。

やむを得ないと思っています。元の職場に戻しても、職場が戸惑うことはわかるんです。人事のグローバル教育部門は会社としても最高の選択だったんだと思います。よく考えたら、もう営業では私はオリンパスではトップだと思っているから、これ以上やることはないので人事を勉強してみようという気持ちもありました。やっぱり気持ちの切り替えですね。

—— 後進を育てることに関わりたいというご希望はかなったのですか。

そうそう。それはかなっているし、海外赴任候補者に、国際的なコンプライアンスというところも当然含めて教育して赴任させる、ということを中心にやってきたので、私の得意なところだから感謝しています。

—— 長年にわたり訴訟を続ける中で、気持ちの変化はありましたか。

それはありましたね。当時もいろんな会社にコンプライアンス室はありましたから、このままでは私のような被害者がいっぱいであるんじゃないかと思うようになって。私がやっていることは社会的に意義あることになるかもしれないという気持ちになりました。

また、前例のない判例を築いて今後の司法判断に社会正義に繋がる良い影響が及ぶことになれば、極めて重要な人権擁護を強く後押しできるのではないかと、それはとても意義深いのではないかと考えるようになりました。

—— この長い闘いの原動力について、色々なところで愛社精神というお話をされていますが、会社に対する失望は無かったのでしょうか。

愛社精神があるのは、これは間違いありません。でも、私は何も悪いことしていない、悪いことしているのはあいつらだ、何でこっちが辞めないといけないんだという気持ちがやっぱり原動力ですよ。辞めたら負けだということで、それが己を奮い立たせる。もう執念みたいなも

のですね。司法判断を仰ぐという、かつて経験したことのない大きな行動を起こす限りは、納得のゆくまで徹底的にやらねば、やる意味さえなくなると思いました。

— 訴訟の経験は、公益通報者保護法の改正に関わる活動にいかされているのでしょうか。

ええ。ものすごく勉強しましたから。裁判の過程の中で、たくさんの弁護士の先生方と話す機会を多くもてたというのは大きいですね。この活動を盛り上げるには、当事者が必要だと言われていることもあり、一緒にやっています。この法律の実効力がないという問題解決には、全国の多くの弁護士会も力を入れていると思いますが、弁護士だけだとわからない部分を私が話して、「市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会」の設立にも関わって。人に話すときに、深刻に話すだけでなく、やっぱり面白く愛嬌をもって話すことも重要だと思っています。

— 昨年6月、遂に公益通報者保護法が改正されて、通報窓口担当者に罰則付守秘義務が課されることになりました。濱田さんが主張してきたことが実現しましたが、どうお考えですか。

これは大変いいと思います。無断漏洩した担当者に刑事罰が付くということは、法律の性格が変わったということです。これだけで100点と言っても過言じゃないです。けど、更にその実効力の向上に向けて、進化・深化させてゆかねばなりません。しっかりした政府指針を作っていくことと3年後の見直しに向けて改正法がどう機能しているかの調査戦略の構築と遂行が必要ですね。3年後には、やっぱり報復した企業等には刑事罰、そこまではいかなきゃいけないと思うんです。

— 様々な活動の中で、法改正に結びつけるために重視した活動、実際に効果を感じた活動はありますか。

国会議員です。公益通報の関係を話し合う議員さんが集まる朝の勉強会に行って、議員さんに直接、正当な内部通報をしたにもかかわらず人権侵害を受けた当事者だからこそできるインプット活動をしてきたことは、非常に大きかったと思っています。これがなければ実現しなかったかもしれません。全体的に難しい法律だから、わかってもらうのも難しいんだけど、私の面白く愛嬌も交えて話す部分で聞いてもらって、理解

を深めてもらいました。効果があったのはやはり、マスコミ、国会議員、弁護士の3本柱ですかね。

— 改正に先立ち、国会での参考人陳述と質疑応答を行われていますが、感想はいかがでしたか。

自分の言うべきことはしっかり言えました。私が苦しんできたことを国会の場で言えるというのも、非常に嬉しかったですね。朝の勉強会で説明したたくさんの議員さん達が、参議院だけでなく、衆議院においても私の裁判のことを交えて、法改正の必要性を訴えてくれました。お目にかかるたびに、声をかけてくれる国会議員さんもいて嬉しくなります。

なおかつ、この国会参考人陳述と質疑応答には、私は自分の有給休暇で行くつもりだったんですが、会社が特別休暇扱いとして、国会に送り出してくれました。会社が認めてくれた上での出席ですから、とても嬉しかったですね。非常に誇らしく思いました。

— 改正公益通報者保護法の見直しに向けた今後の活動について、具体的なプランはありますか。

私、令和3年3月31日をもってオリンパスを退職する決意をしたんです。なので、これからはフレキシブルに柔軟性を持って、経験者としてさらに尽力したいですね。具体的には、弁護士会の講演等で積極的にパネリストとして参加したり、弁護士の先生がどこかに話をしに行くときに同行したりして、実体験の話やアドバイスをしたいですね。色々な企業に私が関わりを持ち、改正公益通報者保護法への実務対応のアドバイスなどをすることも考えています。

— 最後に、公益通報制度に関わる弁護士に求めることを教えてください。

独立性を担保しての関わり方が重要だと思います。あとは弁護士の先生方が、内部のことをどうやって調査するか。内部のことを知らない人が通報者情報を漏洩しないように調査するというのは、とても難しいことです。内部通報窓口担当を受任するに先立って、通報者情報の秘匿を遵守しつつ調査ができることを担保するアイデアとか提案は必要ですね。企業が「外部の弁護士を窓口にしているからちゃんとやっています」という言い訳に使うことにならない形での関わり方を考え、実行することが一番重要じゃないでしょうか。